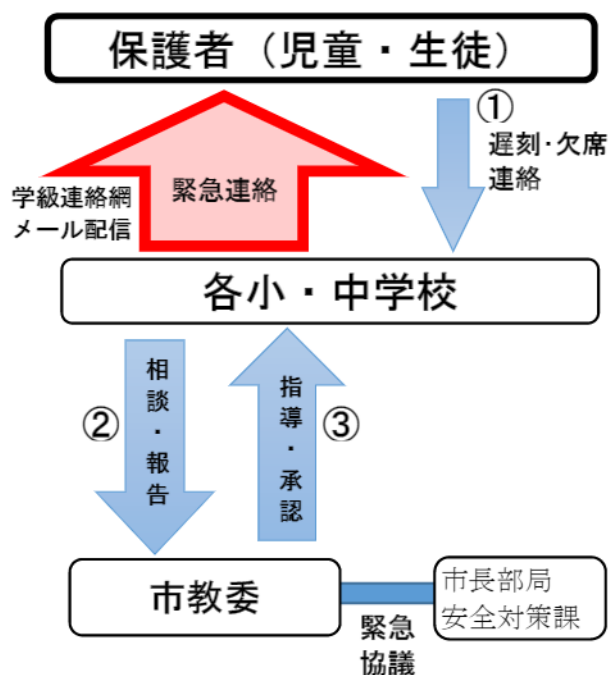


緊急時（荒天時）の対応について 《令和3年5月20日改定版》

大村市教育委員会



- ① 学校からの連絡がなくても、荒天で自宅からの登校が危険とみなされる場合には、
保護者の判断で学校を遅刻・欠席させる。
その際、学校へ遅刻・欠席等の連絡を確実に行う。

判断の目安

時刻	・気象庁が発表する気象警報 ・大村市役所が発令する避難情報 など	対応
午前 6:00 	大村市内に 暴風警報 大雨特別警報 暴風雪特別警報 避難指示 暴風特別警報 どれか 1 つ以上 出ていたら	臨時休業

(※ 雷注意報の場合にも、登校には十分留意すること。)

- ② 判断の目安を示しているが、学校によって地理的要因や天候が異なるので、市教委と校長が協議の上、最終的に判断する。
③ 緊急時や不測の事態等で全市的な対応がひっ迫している場合は、市教委が直接判断し学校を通して連絡する。

前日の対応	荒天が予想されるときへの対応 学校から、登校に関する留意事項等を連絡する（学級連絡網とメール配信）。 連絡内容例・登校が危険とみなされる場合には、無理に登校をしないこと。 → 遅刻・欠席で構わないので、学校への連絡を確実にすること。 ・登校する場合には、安全確保に十分留意すること。 ・天候によっては、翌朝、緊急に「臨時休業」等の連絡をすることもある。
-------	--

当日の登校時対応	1 午前 6:00 に「臨時休業」の判断 （注1） 「臨時休業」の場合は、学校から学級連絡網とメール配信で連絡する。 2 天候の急変により、午前 6:00～8:00 の間に「臨時休業」の判断 (1) 「臨時休業」を、学級連絡網とメール配信で連絡する。 (2) まだ自宅にいる児童生徒は「自宅待機」とする。 (3) 登校途中の児童生徒はそのまま登校し、学校に既に登校している児童生徒と合わせて、学校内で安全を確保する（保護者へ一斉または個々に学校から連絡する）。また、登校途中で急激な天候不良等の場合は、最寄りの安全な建物等（注2）に一時避難する。
----------	--

当日の下校時対応	学校待機 帰路の安全が確保できないと判断した 場合は、 学校待機 とする。 保護者による迎え 状況によっては、保護者のお迎え をお願いすることもある。 ※ 学校より保護者の方へ、お迎えの時間等を電話やメールにてお知らせする。 ※ 保護者の迎えがない場合は、学校待機とする。 通常下校 安全が確保できると判断した場合は、通常の下校 とする。 ※ <u>必要に応じて</u> 、学校より下校時刻等を電話やメールにてお知らせする。
----------	--

（注1）児童生徒が家を出る時間、保護者の出勤時間などを考慮し、6:00の判断とする。

（注2）緊急時に避難する建物として、「子ども110番の家」などの情報を学校が確認し、保護者と共有しておく。

緊急時（荒天時）の対応について（保護者用）《令和3年5月20日改定版》

大村市教育委員会

判断の目安

時刻	・気象庁が発表する気象警報 ・大村市役所が発令する避難情報 など	対応
午前 6:00 	大村市内に 暴風警報 避難指示 大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 どれか 1つ以上 出ていたら	臨時休業

（※ 雷注意報の場合にも、登校には十分留意すること。）

- ① 次の日に荒天（判断の目安に近い状況を含む）が予想される場合には、「登校に関する留意事項」等を学校からお知らせします。
- ② 当日、荒天の場合には、上記「判断の目安」にしたがって午前6:00に判断し、学校からお知らせします。
- ③ 学校からの連絡がなくても、荒天で自宅からの登校が危険とみなされる場合には、保護者の判断で学校を遅刻・欠席させてください。
その際、学校へ遅刻・欠席等の連絡を確実に行ってください。
- ④ 「判断の目安」以外の場合でも、学校によって地理的要因や天候が異なるので、市教育委員会と校長が協議の上、対応を判断し各家庭へ連絡する場合があります。
- ⑤ 緊急時や不測の事態等で全市的な対応がひっ迫している場合は、市教委が直接判断し、学校を通して各家庭へ連絡する場合があります。

※下校について

帰路の安全が確保されていない場合は、学校待機とします。また、保護者へお迎えをお願いすることもあります。

※ お知らせの手段は、学級連絡網とメール配信で行います。
各学校のメール配信システムへの登録をお願いします。